

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	ヨーロッパのアジア進出と明治維新：イギリスとの関係を中心として
Author(s)	田口, 由香
Citation	史学研究, 303 : 1 - 19
Issue Date	2019-07-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055654
Right	
Relation	



ヨーロッパのアジア進出と明治維新

——イギリスとの関係を中心として——

田口由香

はじめに

本研究は、明治維新において、「近代化」における日本の選択として、どのような立場で近代世界に参入しようとしたのかを解明することを目的とする。

かつて一九七〇年代には、ウォーラーステイン（Immanuel Wallerstein）が「近代世界システム」論を提唱し、世界システムは、「大航海時代後半に、西ヨーロッパ諸国を「中核」、つまり、「世界的な規模での分業体制から多くの余剰を吸収できる地域であり、工業生産を中心とする地域」、「ラテンアメリカや東ヨーロッパを「周辺」、つまり、「食糧や原材料の生産に特化させられ、「中核」に従属させられる地域」として成立したとした⁽¹⁾。川北稔氏は、日本の「開国・維新」は世界システムに組み込まれたことを意味すると、明治維新期の日本を位置づけている。

十八世紀におけるイギリスの産業革命以降、市場開拓が進み、十九世紀にはイギリスをはじめとする欧米諸国が市場を求めてアジアに進出した。アジア諸国、そして日本は、欧米諸国が展開する世界貿易網に組み込まれることになる。日本の「近代化」は、それを対外的危機ととらえ、まずは国家としての独立を守るために必要な国家体制を確立し、さらに欧米諸国と対等な立場で、貿易をはじめとする外交関係を確立することを模索するなかで進められたと考える。

よって、本稿では、特に幕末期を対象とし、おもにイギリスと長州藩・薩摩藩の関係を事例として次の二点を検討する。まず、第一に、自由貿易帝国主義をとるイギリスは、日本を世界のなかでどのように位置づけ、日本の朝廷・幕府・諸藩をどのように認識していたのか、イギリス駐日公使パークスの外務省報告書などから検討する。第二に、日本は、当時の国際情勢をどのように認識し、イギリス（欧米諸国）との貿易関係をどのように認識して対応したのか、幕末期にイギリスとの戦争を経験しながら、その関係を深めた長州藩と薩摩藩を事例として検討する。以上のように、本研究では、複数国の史料を用いるマルチ・アーカイヴァル・アプローチの研究手法をとり、イギリス側と日本側の視点から多角的に検討する。

注）本稿での日付はおもに「旧暦（新暦）」と表記している。

第一章 イギリスにおける日本の位置づけ

第一節 イギリスの外交政策

日本の「近代化」は、19世紀のイギリスをはじめとする欧米諸国のアジア進出が背景にある。ここではまず、19世紀のイギリスの外交方針である「自由貿易帝国主義」がアジア諸国に与えた影響を検討する。

イギリスの「自由貿易帝国主義」について、1950年代には、イギリスの歴史家であるギャラハーとロビンソンが「自由貿易帝国主義」論を提唱している。その著書“The Imperialism of Free Trade”では、「もっとも一般的なイギリス拡大の政治的方法は、自由貿易と友好の条約を弱体国と締結または強要することだった (“But perhaps the most common political technique of British expansion was the treaty of free trade and friendship made with or imposed upon a weaker state.)。」と定義している⁽ⁱⁱ⁾。そして、その具体的な条約の一つに1858年に締結された日本との修好通商条約を挙げ、「これらすべての条約は、イギリス政府がこれらの地域との貿易を進展させることができるようにした (“... all these treaties enabled the British government to carry forward trade with these regions.”)」とする。イギリスの「自由貿易帝国主義」においては、自由貿易は対等な貿易関係ではなく、アジア諸国を含む「弱体国」、つまり発展途上の国に対する不平等条約のもと、イギリス側が利益を得るための貿易を行うものといえる。

しかしながら、それは、貿易利益による経済的な間接支配にとどまるものではない。君塚直隆氏によると、近年の定説では、自由貿易帝国主義のもとで「イギリスは、できる限りは経済的な勢力圏（非公式帝国）にとどめ、防衛費や人員（文武官僚）をそれほど必要としない支配の方法を好んでいたが、それらの地域がイギリスの要求に反発（戦争や反乱）してきた場合には、政治・軍事的にも植民地（公式帝国）として支配していった」とされている⁽ⁱⁱⁱ⁾。君塚氏は、19世紀半ばは、イギリス帝国政策において「可能な限りは非公式で、必要とあらば公式に」植民地化するという「自由貿易帝国主義」が主流となっていたとする。そして、それは、「中国の場合には、二度のアヘン戦争を経て、非公式帝国から公式帝国へと組み込まれつつあった」としている。

以上のとおり、中国（清王朝）がアヘン戦争に敗北したことは、隣国の日本が、南京条約による香港割譲などの植民地支配を目の当たりにすることになり、イギリスをはじめとする欧米諸国に対する危機感を高める要因になったといえる。このように、19世紀半ばの日本の「近代化」の背景として、イギリスの自由貿易帝国主義は、幕末期の日本に植民地化の危機感を与えていたといえる。

第二節 イギリス首相パーマストンの外交方針

パーマストン（Henry John Temple, 3rd Viscount Palmerston）は、日本の幕末期にあたる、おもに1855年から1865までの間、イギリス首相を務めた。ホイッグ党（自由党）の政治家であるパーマストンは、外務大臣と首相を歴任しており、自由貿易帝国主義の外交方針をとっていた。また、軍艦を各国の港に駐留させ、軍事的に威嚇することによって外交を行う砲艦外交を行い、中国（清王朝）に対しては、1856年から1860年の第二次アヘン戦争（アロー戦争）、1864年に終結した太平天国の乱への出兵など、実際に軍事力を行使している。日本に対するイギリスの軍事力行使は、1863年の薩摩藩に対する薩英戦争と、1864年の長州藩に対する下関戦争が挙げられる。ここでは、下関戦争から、当時のイギリス首相であったパーマストンの外交方針を検討する。

下関戦争が開戦するまでの経緯は次のとおりである。下関戦争は、前年の文久3年5月10日（1863年6月25日）、長州藩が、攘夷実行として、下関海峡を通航する外国船を砲撃したことが契機となる。長州藩の砲撃に対して、同年6月10日（7月25日）には、イギリス・フランス・オランダ・アメリカ四か国の代表が、下関海峡を自由に通航するために武力行使も辞さないとする共同決議を出した。そして、翌元治元年6月19日（7月22日）には、四か国の代表が覚書に署名し、幕府に最後通告を提出する。覚書では、長州藩の外国船砲撃を下関海峡の封鎖と捉え、それは「国際法の継続的な侵害と、条約権利」の否定とし、「長州侯に懲罰を与えること（chastising the Prince of Choshu）で、自身ら（四か国）の困難な立場に向き合う」と、海峡封鎖は通商条約の侵害とし、長州藩の砲撃を止められない幕府に代わり、四か国が自ら武力行使によって海峡封鎖を解くとした^(iv)。そして、幕府には、「長州の事件に関しては、もし20日以内に実質的な変化や将来の安全のために満足し得る保証がない場合は、海軍提督や他の陸海軍司令によって行動が実行に移され、これ以上公使との交渉は行われぬ。横浜からの撤退に関し、外国代表らが議論すら認められない要求の反復に対する抗議を繰り返す。」と最後通告を提出する。「横浜からの撤退」とは、前年、幕府が横浜港を閉鎖することを諸外国に要求した「横浜鎖港」を指す。

元治元年8月5日（9月5日）に開戦した下関戦争は、四か国連合艦隊による砲台占拠により終結し、同月14日には停戦協定が締結された。協定では、下関海峡を通航する外国船に対して必需品購入と悪天候時の上陸の許可、砲台建設と大砲設置の禁止、そして、賠償金（“ransom”）と遠征費の支払い（“this the whole expences of this expedition should be defrayed. (by this prince)”）を要求している^(v)。賠償金は、この後、下関取極書が四か国の代表と幕府との間で締結され、幕府の支払いになる。

このように、一見、下関戦争は長州藩に対する報復攻撃のようにみえるが、その

背景には幕府による横浜鎖港要求があり、四か国にとって横浜鎖港の拒否と貿易を妨害する下関海峡封鎖の解除という目的があった^(vi)。そして、連合艦隊による軍事力行使によって、その目的は達成されたといえる。

先述したとおり、自由貿易帝国主義をとるイギリスは、可能な限りは貿易利益による経済的な間接支配を優先していた。そのなかで、軍事力を行使することに対して、パーマストン首相は、元治元年9月5日（10月5日）のラッセル外務大臣宛書簡のなかで、次のような見解を示している^(vii)。

私は、日本と我々との関係は、強力な文明国と弱小でそれほど文明化されていない国との、通例の避けられない段階を経験しようとしていると考えたいと思う。最初に貿易の合意、次に取り決めの不履行、不正と不法行為、矯正の要求と拒絶、次に敵意に基づく実力行使、その次に一時的な黙従、それから再び取り決め破棄の努力、その後優位な軍事力の誇示の成功、そして最後に、両国に利益となる平和的で安定的な通商関係、我々は中国でこの段階をすべて経験したが、日本ではまだ道半ばなのだ。

I am inclined to think that our relations with Japan are going through the usual and unavoidable stages of the intercourse of strong and civilized nations with weaker and less civilized ones. First agreement for trade, next breach of engagement, injustice and outrage, the Redress demanded and refused. Then operation enforced by hostility. Then temporary acquiescence, then renewed endeavours to break engagement, then successful display of superior strength, and then at last peaceful and settled commercial intercourse advantageous to both parties. We have gone through all these stages with China, we have only got half way with Japan.

パーマストン首相は、「強力な文明国」イギリスと、日本のような「弱小でそれほど文明化されていない国」が「両国に利益となる平和的で安定的な通商関係」に至るための段階を設定している。「両国に利益となる」とするが、中国（清王朝）とはすべての段階を終えたとしていることから、実際には、イギリスに利益のある貿易関係、つまり、貿易利益による経済的な間接支配を最終的な目的としている。そして、「日本ではまだ道半ば」と途中の段階としていることから、目的であるイギリス優位の自由貿易を強いるための「有意な軍事力の誇示の成功」として、軍事力行使を必要とした。その軍事力行使として、下関戦争が位置づけられたといえる。

結果として、イギリスは、長州藩との停戦協定によって下関海峡の封鎖を解き、同年11月3日（12月1日）には、幕府による談判使節の再派遣中止によって横浜鎖

ヨーロッパのアジア進出と明治維新——イギリスとの関係を中心として——（田口）
港要求を完全に撤回させたのである。それは、イギリスが、「軍事力の誇示」の次の段階として、イギリス優位の自由貿易拡大に移行することを意味したといえる。

第三節 イギリスの朝廷・幕府・諸藩の認識

（一）条約勅許

下関戦争によって、抵抗する日本に自由貿易を強制したイギリスは、さらに日本との自由貿易を拡大するため、条約勅許を必要とするようになる。慶応元年9月16日（1865年11月4日）、イギリス・フランス・オランダ・アメリカ四か国の公使は、孝明天皇に条約勅許等を要求するため、連合艦隊を率いて兵庫沖に進出した。そして、同年10月5日（11月22日）、条約勅許の勅書が下されることになる。ここでは、自由貿易拡大のため、条約勅許を必要としたイギリス政府が、朝廷と幕府をどのように認識していたのかを検討する。

条約勅許の問題は、安政5年（1858年）、幕府が、アメリカをはじめオランダ・ロシア・イギリス・フランスとの通商条約（安政の五カ国条約）を締結した際、孝明天皇はそれらの締結を承認していなかったために起こった。慶応元年閏5月（7月）に来日した駐日公使パークス（Harry Parkes）が条約勅許の獲得に動いた背景には、同年7月3日（8月23日）、イギリス外務大臣ラッセル（John Russell）がパークスに出した次の訓令があった^(viii)。

- ①エルギン卿が来日した際、将軍が事実上の統治者であり、広く服従を受け、日本国の代表として諸外国との条約を締結する権力を有すると思われた。
- ②将軍よりさらに高い権力があり、将軍が振るう権力はミカド（天皇）と呼ばれる精神的な皇帝によって委任されたものであることがわかった。
- ③将軍との条約を効力あるものにするためにはミカド（天皇）によって承認されなければならない、と考えている日本人もいる。

① When Lord Elgin went to Japan he found Tycoon the *de facto* sovereign of the country, to whom obedience was generally yielded, and who appeared to possess the power, as representing the Japanese nation, to enter into Treaties with foreign States. Accordingly the Treaty which Lord Elgin concluded was signed and ratified by the Tycoon. It was not until some time later, when the Representatives of foreign countries in Japan were brought into more intimate relations with the Japanese Government and the Japanese people, that ② it was discovered that there was a still higher power than that of the Tycoon, that the authority wielded by that Prince was delegated to him by a spiritual Emperor, called the Mikado, and that

there were great feudal lords who, superior to the Tycoon in rank, only obeyed him when he had the means of enforcing obedience.

③It is held by some of the Japanese that a Treaty with the Tycoon in order to be binding must be ratified by the Mikado.

イギリス政府は、安政5年にエルギン卿 (James Bruce, 8th Earl of Elgin) が日英修好通商条約を締結した際には、日本の統治者は「將軍 (“Tycoon”）」であり、諸外国との条約を締結する権力をもつと考えていた。しかし、実際には、「ミカド (“Mikado”）」と呼ばれる「皇帝 (“a spiritual Emperor”）」、つまり天皇が將軍に権力を委任しており、天皇が日本の権力者であると認識している。そして、將軍と締結した条約は天皇によって承認されなければその拘束力はないと、日本人の考えとしながら、条約勅許が必要であることに言及している。

ラッセルの訓令を受けたパークスは、同年9月7日 (10月26日)、フランス・オランダ・アメリカ三か国の代表との協議のうえ、条約勅許を得るために、四か国による連合艦隊の兵庫沖派遣を決定した。そして、連合艦隊の軍事的圧力によって、同年10月5日 (11月22日)、天皇による通商条約の承認を意味する、条約勅許を得ることに成功したのである。

パークスは、10月7日 (11月24日) に条約勅許が伝えられると、11日 (11月28日) には、次のようにラッセル外務大臣に伝えている^(ix)。

①前任者たちは、外交問題に関する天皇と將軍の一致は、それらの条約に基づく外交関係の確保に絶対に必要であり、一致がすぐに達成できない限り、將軍の権限から現在の特権拡大は得られず、さらに重大な困難が続いて起こるだろうとはっきりと見ていた。

②前任者が長く専念し、下関戦争によって著しく進展した仕事を同僚の協力で機会を逃さず完成した。この一撃 (兵庫沖進出) は、下関戦争だけではいまの成果を得るためには不十分だったことの証明になった。

①My predecessors had therefore clearly seen, as is well known to your Lordship, that the union of the Mikado with the Tycoon on the foreign question was essential to the security of the relations based upon those Treaties, ...no extension of present privileges could be obtained through the Tycoon's authority alone, and probably other and more serious embarrassments might ensue.

...②I am very sensible, my Lord, that it would be presumptuous in me to lay claim to any other credit than that of not neglecting an opportunity of

completing, in co-operation with my colleagues, the work to which they and my predecessors had so long devoted themselves, and which had been signally advanced by the affair of Shimonasaki. That blow, however, proved insufficient in itself alone to gain the end that is now attained,...

パークスは、前任の公使たちは、「外交問題に関する天皇と将軍の一致は、それらの条約に基づく外交関係の確保に絶対に必要」であり、「将軍の権限だけから現在の特権の拡大を得ることはできず、さらに重大な困難が続いて起こる」ことをはっきり認識していたとする。そして、艦隊の兵庫沖進出が「下関戦争によって著しく進展した仕事」を完成した、つまり、自由貿易を拡大する特権を得たとして、条約勅許の獲得を報告したのである。よって、イギリス政府は、朝廷の政治的発言力を認めており、この段階で、朝廷が幕府の上位にあることを認識していたといえる^(x)。

（二）英公使パークスの戦争時不法貿易禁止の告示

日本国内では、条約勅許と同時に第二次長州出兵が進行していた。長州出兵は、結果的に、慶応2年6月7日（1866年7月18日）、幕府と長州藩との戦闘、幕長戦争として開戦する。その契機は、文久3年の八月十八日の政変によって京都を追放された長州藩が率兵上京し、元治元年7月19日（1864年8月20日）の禁門の変によって朝敵となったことである。孝明天皇は、幕府に長州征討を命じ、幕府は諸藩に長州藩に対する出兵を命じた。第一次長州出兵は、長州藩の保守政権が幕府に恭順を示したため開戦に至らなかったが、長州藩は内乱を経て、幕府に抵抗を示す抗幕体制を確立した。そのため、慶応元年閏5月22日（7月14日）、幕府は長州藩に対する再出兵を朝廷に奏上し、9月21日（11月9日）に勅許を受けた幕府は再び諸藩に長州藩への出兵を命じ、第二次長州出兵となった。

駐日公使パークスは、前述した、条約勅許を伝える10月7日（11月24日）付けラッセル外務大臣宛て報告書のなかで、将軍が脅かされている二つの危険として、「長州藩との国内闘争から起こる危険と諸外国との予期される困難（“the double dangers by which he was threatened—those arising out of his Civil struggle with Choshu, as well as prospective difficulties with foreign Powers”）」と、幕府と長州藩との戦闘が開戦する可能性を示唆している^(xi)。イギリス政府は、幕府と長州藩の対立に中立方針をとった。パークスは、下関において長州藩士らと会談し、幕府と長州藩の戦闘に対して、イギリス政府は中立であり、幕府との和解を勧めると伝えている（“I assured them of the complete neutrality of Her Majesty’s Government in their dispute with the Tycoon, I recommended to them, as I had repeatedly done to the Gorogio, a policy of accommodation.”^(xii)）。

イギリス政府は中立の立場をとったが、幕府と長州藩をそれぞれ次のように位置

づけている。慶応2年6月7日（1866年7月18日）、幕長戦争が開戦すると、駐日公使パークスは、日本国内のイギリス人に対して、戦争時の幕府勢力への支援と不法貿易を禁止する告示（“OFFICIAL NOTIFICATION”）を出した^(xiii)。その内容は以下のとおりである。

第81項

- イギリス臣民が次のような違法行為を犯したならば、つまり、
- 1—イギリス政府と平和的な関係にあるのは中国の皇帝であるが、中国において、イギリス臣民が皇帝に反抗する軍事行動に参加する、または戦争や反乱または暴動を遂行する人々を援助する、
 - 2—イギリス政府と平和的な関係にあるのは日本の将軍であるが、日本において、イギリス臣民が将軍に反抗する軍事行動に参加する、または戦争や反乱または暴動を遂行する人々を援助する、—
- 罪を犯したすべての人は軽犯罪を犯しているとみなされ、それに関して有罪判決は免れないものとする。

Section 81.

“If any British subject commits any of the following offences, that is to say, —

- 1— “In China, while Her Majesty is at peace with the Emperor of China, levies war or takes part in any operations of war against the Emperor of China, or aids or abets any person in carrying on war, insurrection, or rebellion against the Emperor of China;
 - 2— “In Japan, while Her Majesty is at peace with the Tycoon of Japan, levies war or takes part in any operations of war against the Tycoon of Japan, or aids or abets any person in carrying on war, insurrection, or rebellion against the Tycoon of Japan;—
- “Every person so offending shall be deemed guilty of a misdemeanor, and on conviction thereof shall be liable...

第92項

イギリス政府と日本の将軍との間で締結された条約によって差し当たりイギリス臣民に開かれている港や町以外、日本のいかなる場所においてもイギリス臣民が行うすべての貿易は違法であることをこれによって布告する。

もし、業者、仲介業者、船舶所有者、船長または積荷監督人として、いかなる人がそのような貿易に従事しても、その人は軽犯罪を犯しているとみなされ、

ヨーロッパのアジア進出と明治維新——イギリスとの関係を中心として——（田口）

それに関して有罪判決は免れないものとする。

Section 92.

“All trade of British subjects in, to, or from any part of Japan, except such ports and towns as are for the time being opened to British subjects by Treaty between Her Majesty, Her heirs or successors, and the Tycoon of Japan is hereby declared unlawful.

“If any person engages in such trade as a principal, agent, shipowner, shipmaster, or supercargo, he shall be deemed guilty of misdemeanor, and on conviction thereof shall be liable...”

第81項では、イギリス政府と平和的な関係にあるのは、中国では皇帝、日本では将軍であると示す。そして、日本国内のイギリス人が、将軍に対して反抗や暴動を起こす勢力に加担しないように命じている。第92項では、幕府との条約締結による正式な開港場以外での貿易は違法とした。この告示にみられるように、イギリス政府は、将軍（幕府）を日本の統治者、長州藩を幕府の対抗勢力であり、反乱軍と位置づけた。

イギリス政府は中立方針をとりながら、自由貿易の拡大をすすめるためには、通商条約を締結している幕府を正式な統治者と位置づける必要があったといえる。

（三）イギリス公使パークスの薩摩藩訪問

駐日公使パークスは、前述の告示を出す前に、薩摩藩を訪問している。ここでは、パークスが、反乱軍とする長州藩と同盟を結ぶ薩摩藩を訪問した意図を検討する。

パークスは、イギリス艦隊キング提督とイギリス商人グラバーも同行して鹿児島に向かい、慶応2年6月16日から21日（7月27日～8月1日）まで滞在している。滞在中には、薩摩藩主島津茂久と藩主父久光が磯邸（仙巖園）に招いて歓待し、お互いに軍事演習を実演して見せている。

薩摩藩訪問について、パークスは、同年6月22日（8月2日）付け外務大臣クラレンドン（4th Earl of Clarendon）宛て報告書において、次のように薩摩藩訪問の様子を伝えている^(xiv)。

①この訪問がすべての人々に満足を与え、薩摩藩だけでなく他の日本の大名との同様な友好関係の先駆けになるに違いないという望みを与えるものであったと言える。

②薩摩藩主が私たちに招待したことは、私たちの友好を発展させ、日本と諸外国の関係を後押しする希望の証明を示すためと言えるもので、訪問中、その（藩

主の) 表明や、私たち (イギリス政府) と幕府の友好関係の維持に一致しないことは何も起こらなかった。

①I can only forward these brief particulars of a visit which has given much satisfaction to all parties and will I must prove to be the forerunner of similar friendly intercourse not only with Satsuma but also with other Daimos of Japan. ②The Prince had invited us, he said in order to give us a proof of his wish to foster our friendship and to encourage intercourse between Japan and foreign countries and nothing occurred in the course of the visit that was not consonant with these professions or with the maintenance of our friendly relations, with the Government of the Tycoon.

パークスは、まず、薩摩藩訪問を満足とし、薩摩藩が大名と諸外国との友好関係の先駆けになると期待を示した。また、同時に、イギリスと幕府との友好関係の維持を阻害するようなことは何も起こらなかったとして、公式的には幕府との関係を重視する姿勢を示している。

また、パークスの薩摩藩訪問はパークス個人の判断で行われたものではないと考えられる。それは、パークスが、薩摩藩士の寺島宗則 (松木弘安) と外務大臣クラレンドンとの会見の内容を、外務事務次官エドモンド・ハモンド (Sir Edmund Hammond) から伝えられていたためである。寺島は、慶応元年 (1865) に薩摩藩がイギリスに派遣した留学生に同行しており、新納久脩・五代友厚らと共に武器購入、イギリス政府との交渉のためロンドンに滞在していた。慶応2年3月12日 (1866年4月26日) 付け、ハモンドのパークス宛て書簡によると、クラレンドンは寺島から次のような情報を得ていた^(xv)。

薩摩や、それと同意見の大名たちは、このことを不公平だと考えている。彼らは、大君が外国貿易によって利益を得ることに反対しているわけではない。大君が利益を全部独り占めにすることに反対なのである。

This Satsuma, and those who think with him, look upon an unfair. They have no objection to the Tycoon drawing a profit from foreign trade, but they do object to his drawing the whole,...

パークスは、薩摩藩をはじめ諸大名は、幕府の外国貿易独占を不公平として反対しているという情報を得ていた。日本で自由貿易の拡大を進めていたパークスは、幕府だけでなく、諸大名との貿易を開拓する好機と受け止め、イギリス外務省との

ヨーロッパのアジア進出と明治維新——イギリスとの関係を中心として——（田口）

情報共有をもとに薩摩藩を訪問したとみることができる^(xvi)。

以上のことから、イギリスは、幕府との貿易関係を維持しながら、諸大名との関係構築による自由貿易拡大を模索していたといえる。

第二章 日本における国際情勢の認識

第一節 独立国と附属国の認識

前述したとおり、イギリスの自由貿易帝国主義は、19世紀半ばの日本の「近代化」の背景として、幕末期の日本に植民地化の危機感を与えていた。幕末期の政局は、どのようにして独立を維持するかをめぐる対立といえる。よって、ここではまず、「坤輿図識」を一例として、当時の日本において独立国と附属国がどのように認識されていたのかを検討する。

「坤輿図識」は、蘭学者の箕作省吾が世界六大州諸国の地誌を編述したもので、弘化2年（1845）に本編五卷三冊、弘化3～4年にかけて補編四卷四冊が刊行された。「坤輿図識」巻一亜細亜誌では、独立国と附属国を区別し、「朝鮮、満州、蒙古」などを附属国、「日本、漢土」などを独立国として記述している。また、巻四下「共和政治州総説」では、アメリカ合衆国について、独立戦争の経過を記し、イギリスからの独立を「不羈独立」と表現している。吉田松陰は、「坤輿図識」にアメリカ独立戦争に関する情報を追記しており、その関心の高さを示している。

アメリカ独立戦争に対する当時の人々の認識について、三宅紹宣氏は、吉田松陰が、アメリカ独立戦争を「不羈独立」を達成した理想」として、ワシントンに「独立を成し遂げた最上の英雄」とし、伊藤博文も「困難な状況を突破し独立を達成した」としていたことから、幕末志士達にアメリカ独立戦争を理想とする認識が存在していたことを明らかにしている^(xvii)。また、三谷太一郎氏は、「幕末の日本で世界情勢に通じていた一部の知識人からは、米国は「攘夷」の成功的事例とさえ見られ」ており、「非ヨーロッパ国家としてヨーロッパ的近代化の先行的事例を提供」していたと指摘している^(xviii)。

以上のように、幕末期の日本において、日本を独立国と認識し、アメリカ独立戦争を理想として、日本の独立を維持しようという認識が共有されていたと考えられる。

第二節 外国貿易に対する認識

（一）長州藩の認識

市場を求める欧米諸国のアジア進出によって、日本は世界貿易網に組み込まれることになる。ここでは、まず、長州藩における外国貿易に対する認識を検討する。

安政2年（1855）11月18日、木戸孝允は吉田松陰に宛てた書簡のなかで、次のよ

うな見解を述べている^(xix)。

殊に諸夷近頃数来、其心術不可計、僕近頃按に古より吾国の軍之風ハ戦而の風ハ、多は戦勝而而取彼の所為必多、反是始而人之国に至り、先主とし而通信を張る、而交易なそを為す事を欲す、我是に不従は道理を以己を直にし而我を曲にす、故に通信交易をなそをなす時は漸々術を以我国力を尽し、自知ずし而属国之如きに至る、是則戦而取と反し多くは不戦し而人之兵を屈するに出、是等之処前証あり、(中略)尤兵に至而は一日も早く西洋銃陣に变革致度存候、一日々々と送る時は遂失家失国、巨大之大損に相成申候

木戸は、日本の戦の慣例は戦に勝って相手の領地を取るが、諸外国はまず主として国交(「通信」)を開かせ、さらに貿易(「交易」)を要求する。貿易の要求に応じない場合は、自国が正しく(「直」)、日本は不正(「曲」)とし、もし貿易をすれば、日本の国力はすべて奪われ、気がつかないうちに植民地(「属国」)のようになってしまう。日本では戦って領地を取るが、戦わずに屈服させると、外国との貿易は領地を取るための策略であり、早急に西洋式の銃陣に变革すべきと主張し、危機感を示している。このように、木戸は、欧米諸国との貿易に反対し、その要求には武力で対抗しようとしたといえる。

安政5年(1858)6月19日、日米修好通商条約が締結される。締結前の3月20日、締結に反対していた孝明天皇が老中堀田正睦に出した勅諭においても、諸外国との貿易に対する危機感が示されている^(xx)。

墨夷之事、神州之大患国家之安危に付誠に不容易、奉始神宮御代々へ被為対恐多被思召候、東照宮以来之良法を变革之義は闔国人心之帰向にも拘り、永世安全難量、深被悩慮候、最往年下田開港之條約不容易之上、今後仮條約の趣にては御国体難立被思召候、且諸臣群議にも今度之條々御国体に拘り後患難測之由言上候、猶三家以下諸大名へも被下台命、再応衆議之上可有言上被仰出候事

勅諭では、まず、アメリカの通商条約締結の要求を国家の「大患」、「安危」に関わることと捉えている。そして、和親条約のうえ、さらに通商条約(「仮條約」)を締結することは、「国体」が立たず、後に問題を引き起こすことになる(「後患」)と危険視している。

当時の「国体」の概念について、岡崎正道氏は、「幕末期のナショナリズムの高揚の中で唱導された、国家独立の希求のスローガン」とする^(xxi)。それは、後期水戸学においては、「万世一系の皇統の連続する形姿をもって国の綱紀」(国家を治めるおおもと)としており、「国体」は、万世一系の皇統が武威によって築いた国の

ヨーロッパのアジア進出と明治維新——イギリスとの関係を中心として——（田口）

基として認識されていたとしている。

長州藩においても、「国体」を重視する認識がみられる。文久2年（1862）7月6日の御前会議において、藩論を開国方針の航海遠略策から奉勅攘夷に転換した際、攘夷の必要性を次のように主張している^(xxii)。

攘夷の道立たされは国体の汚損は挽回すへからず、（中略）今日に於ては成敗利鈍を度外に措き、鋭然聖旨を奉戴して素志の如く一意報効せざるへからず（中略）癸丑甲寅以来上下共攘夷の論世に囂々たるもの已に十年、而して未だ孰の藩か防備の整ひたるものあるや、若し防備の整ふを待たは百年を経過するも亦依然今日の如くなるへし、故に一旦戦端を開きて太平の積習を驚破するにあらざれば、士気の振興は期すへからず、随かて防備の完備も亦望むへからず、且戦い且備へ以て士気を養成するに如くハなし、我輩率先此衝に当り一敗地に塗るハ辞する所にあらず、如是にして正気を振興せは幾年の後必ず国難を回復するの人物を生ずる時あらん

攘夷が必要な理由として、「国体の汚損は挽回」できないためとする。「汚損」とは、幕府が諸外国の要求に従って不平等な通商条約を締結したことであり、それによって侵害された「国体」を挽回するには、成功失敗（「成敗利鈍」）に関わらず、功を立てて朝廷の恩に報いる（「報効」）べきと主張している。そして、武備が整うのを待つのではなく、開戦することで士気を高める必要があるとして、即今攘夷を主張した。

但し、長州藩の攘夷方針は、将来的な開国を想定したものである。文久2年9月23日、周布政之助、木戸孝允らが政治総裁職の元越前藩主松平春嶽に面談した際、「尤一旦攘夷に決せられし上、更に我より交りを海外ニ結ふへきは勿論なり云々」と述べている^(xxiii)。長州藩では、まずは攘夷によって「国体」を挽回することが独立を維持する方法であり、その後には、諸外国と対等な立場で積極的に開国することで独立を維持しようとしたのである。

実際に、長州藩は、幕府が攘夷期限とした文久3年（1863）5月10日から、関門海峡の外国船を砲撃することで攘夷を実行する。結果的には、翌元治元年8月の下関戦争によって、イギリス・フランス・オランダ・アメリカ四か国の連合艦隊に敗戦し、停戦協定を締結することになる。この協定によって、諸外国と長州藩の間で今後の攘夷行動が否定されたことは、長州藩の方針が一旦攘夷の段階から積極的开国の段階に移行する一つの契機となったといえる。長州藩では、高杉晋作や伊藤博文が、イギリスとの間で下関を開港する交渉を行っており、外国貿易に対する積極的な動きがみられるようになる。

(二) 薩摩藩の認識

次に、ここでは、薩摩藩における外国貿易に対する認識を検討する。

薩摩藩は、文久3年7月、生麦事件を契機にイギリス艦隊が襲来した薩英戦争が起こっており、長州藩と同じく欧米諸国との実戦を経験した藩である。薩摩藩では、翌元治元年（1864）5月頃、五代才助（友厚）が上申書を提出して、積極的な外国貿易を主張している^(xxiv)。

上申書では、まず、「我国ノ貿易ハ勿論、上海・広東・天津迄モ御運送、盛大ニ御手術相伸候ハ、追々廣大ノ御国益罷成」と、国内の貿易に加えて、中国清の上海や広東、天津などに貿易品を運ぶことを提案している。当時、上海は租界としてアジアにおける欧米諸国の貿易拠点になっていた。五代は、その上海などに貿易品を運ぶことで、欧米諸国と貿易を行うことで、多くの利益を得ることができると主張したのである。さらに、「英仏両国へ遊学人数拾六人、(中略)右人数ハ英仏ノ軍務、地理・風俗巨細二分イタシ罷帰リ候様」と、16人をイギリス・フランスに留学させ、西洋の軍事・地理・情勢を調査することを提案している。長州藩は、すでに文久3年に藩士5人を留学生としてイギリスに派遣していたが、薩摩藩も慶応元年にイギリスに留学生を派遣する。また、薩摩藩は、五代が提案した上海での外国貿易を実際に行うことになる。

(三) 薩摩藩による外国貿易

ここでは、薩摩藩の上海貿易について検討する。

薩摩藩が上海貿易を行っていたことが確認できるのは、慶応2年のイギリス貿易商社ジャーディン・マセソン商会との取り引きである。前述したとおり、薩摩藩は、慶応元年に留学生をイギリスに派遣するが、留学生に同行した長崎のグラバー商会所属のライル・ホーム（Ryle Holme）がその取り引きを仲介していたことがわかる^(xxv)。

慶応2年3月26日（1866年5月10日）付け「ロンドンからの覚書と明細書」（“Memoranda and accounts from London”）には、次のように記されている^(xxvi)。

薩摩藩主の代理としてライル・ホーム氏が貸付によって購入し、上海に数隻の船で輸送された166箱の銃器などの覚書

Memo: of 166 packages Fire Arms etc purchased by Mr R. Holme under credit on account of Prince Satsuma and shipped by sundry vessels to Shanghai

明細書は、薩摩藩が166箱の銃器を購入したことを記すものであるが、ロンドン

PO	per P.O. Steamer “China” 20 February, リボルバー		£ 175.9.8.
GC	1 case Revolvers and*		•
#1	per French Steamer “Said” ライフル	£ 2,816.18.2	•
	74 case Rifles and*	•	•
	64 do do	•	
	2 do Carabines and* カービン	•	
	per “Palmaise” 19 case		
	per French Steamer “Said”, 銃		
	1 case Guns		
	per “Wild Deer” 銃弾		
	4 case Ammunition		
	per “Aurora Australis” 1 case do		
	Balance of		
	委託手数料 Commission to		
	ジャーディン・マセソン商会 to Messrs Jardine Matheson of 2%		
	• •		
	•		
	慶応 2 年 2 月 25 日 due 18 March		£ 7,503.11.4.
	慶応 2 年 3 月 26 日 London 10th May 1866		
	(signed) Matheson&Co		

【図】 “Memoranda and accounts from London” (JM/A8/126/1/4)

でライル・ホームが薩摩藩主の代理で購入し、それら銃器は船便で上海に輸送された。銃器の内訳は、図のとおり、レボルバー (Revolvers)、ライフル (Rifles)、カービン銃 (Carbines)、銃 (Guns)、銃弾 (Ammunition) となっている。ライル・ホームがロンドンで購入した166箱という大量の銃器は、ジャーディン・マセソン商会の上海支店に運ばれたとみられる。明細書にある商会のサインは1866年5月10日(慶応2年3月26日)であるが、1866年3月18日(慶応2年2月25日)の日付もみられるため、それ以前に購入されたとみられる。

また、長崎のグラバー商会に戻ったライル・ホームは、慶応2年3月19日(1866年5月3日)付けで、ジャーディン・マセソン商会上海支店の担当者らに依頼する内容の書簡を出している。その内容は次のとおりである。

We beg to advise having shipped by the bearer to your consignment 1344 Bales Long seaweed received from the Satzuma Agent here for realization in Shanghai proceeds to be placed against the loan of \$60000 advanced him for trading purposes. We have advices from your side that this description of produce is in fair demand and we trust you may be able to affect a prompt sale at good rates. As this cargo is somewhat mixed we do not take any interest in it, but leave it to your good selves to make us good a sale as possible on account of the Satzuma people, and trust this method may meet your approval...

“Satzuma Agent here”とは、薩摩藩の長崎代理店を意味するが、長崎の薩摩藩蔵屋敷を指すとみられる。まず、上海支店が長崎の薩摩藩蔵屋敷から受け取った1344梱の海藻(昆布か)を、薩摩藩が負債6万ドルのローン(貸付金)の返済に充てるため、担当者の助言を求めている。そして、その海藻の良いレートでの迅速な販売に、担当者の協力を期待している。負債は、薩摩藩がイギリスから軍艦や銃器などを購入した代金と考えられる。ロンドンで購入された銃器の代金が含まれているかどうかは明確ではないが、グラバー商会のライル・ホームが、薩摩藩の代理として、薩摩藩とジャーディン・マセソン商会との取り引きを行っていたことがわかる。

以上の例から、五代が上申書で提案していたとおり、薩摩藩は海藻などを上海に運び、貿易利益を得ていたとみられ、外国貿易に積極的に参加しようとしていたといえる。

おわりに

本稿では、幕末期を対象とし、おもにイギリスと長州藩・薩摩藩の関係を事例として以下のとおり検討した。

第一に、自由貿易帝国主義をとるイギリスは、日本を世界のなかでどのように位置づけ、日本の朝廷・幕府・諸藩をどのように認識していたのかについて、次の三点を明らかにした。

一点目は、イギリスは、日本を「後進国」(“less civilized” nation) と認識し、自由貿易による間接支配の対象として位置づけたこと。

二点目は、条約締結時は将軍が日本の統治者と認識していたが、将軍の権力は天皇の委任とわかり、天皇が将軍の上位と認識したが、自由貿易拡大のため、公式的には条約を締結した将軍を統治者としたこと。

三点目は、駐日公使パークスの薩摩藩訪問にみられるように、自由貿易拡大のため、諸大名との直接貿易を模索していたこと。

第二に、日本は、当時の国際情勢をどのように認識し、イギリス（欧米諸国）との貿易関係をどのように認識して対応したのかについて、次の三点を明らかにした。

一点目は、アヘン戦争における清の敗北から、イギリスをはじめとする欧米諸国による植民地化の危機感を高め、アメリカ独立戦争を理想として独立を維持しようとしたこと。

二点目は、長州藩は、まずは攘夷によって「国体」を挽回し、その後には、諸外国と対等な立場で積極的に開国することで独立を維持しようとしたこと。

三点目は、薩摩藩は、グラバー商会を仲介としたイギリス貿易会社ジャーディン・マセソン商会との取り引きを行い、武器の購入に対して、海藻などを上海に輸送して貿易利益を得ていたとみられ、外国貿易に積極的に参加しようとしていたこと。

本稿では、明治維新において、「近代化」における日本の選択として、どのような立場で近代世界に参入しようとしたのかを解明することを目的として、特に幕末期を検討した。幕末期は、欧米諸国のアジア進出を対外的危機と捉え、独立を維持するための攘夷を必要とし、積極的に開国して外国貿易を行おうとする段階といえる。今後の展望としては、維新时期には、実際にどのような立場で近代世界に参入していったのかを検討したい。

注

- (i) ウォーラーステイン著・川北稔訳『近代世界システム〈1〉』岩波書店、1981年。
川北稔『世界システム論講義：ヨーロッパと近代世界』筑摩書房、2016年、28頁。
- (ii) ギャラハー、ロビンソン「自由貿易帝国主義」(John Gallagher & Ronald Robinson, “The Imperialism of Free Trade”*The Economic History Review*, New Series,

- Vol.6, No.1(1953))。
- (iii) 君塚直隆「第四章 貴族政治の黄金時代」、木畑洋一・秋田茂編『近代イギリスの歴史』ミネルヴァ書房、2011年。
 - (iv) 「13四国外交代表覚書」『山口県史 史料編 幕末維新7』山口県、2014年。FO46/45、イギリス国立文書館(National Archives)所蔵。
 - (v) 「22停戦協議事録」前掲『山口県史 史料編 幕末維新7』。ADM1/5876、イギリス国立文書館所蔵。
 - (vi) 拙稿『海外から見た幕末長州藩 —イギリスから見た下関戦争—』萩ものがたり60、2018年。
 - (vii) 「27英国外相ラッセル宛同国首相パーマストン書翰(抄)」前掲『山口県史 史料編 幕末維新7』。PRO30/22/15C、イギリス国立文書館所蔵。訳文は原文に基づき『山口県史』とは異なる表現としている。
 - (viii) “Correspondence respecting affairs in Japan January 1865 to February 1866”. No.58.FO410/10. イギリス国立文書館所蔵。
 - (ix) 前掲 FO410/10. No.111。
 - (x) 拙稿「イギリス史料からみた幕末期薩摩藩とイギリスの関係」『平成29年度若手研究者研究成果報告書』鹿児島県、2018年。
 - (xi) 前掲 FO410/10.No.111。
 - (xii) 前掲 FO410/10.No.112。慶応元年9月10日(1865年10月29日)、ラッセルは外務大臣から首相に就任。
 - (xiii) OFFICIAL NOTIFICATION, ADM125/119. イギリス国立文書館所蔵。「長防二州戦地タルヲ以テ外国船馬関碇泊禁止ノ布告請求一件」外務省引継書類730、東京大学史料編纂所所蔵、所収。
 - (xiv) “General Correspondence before 1906, Japan”. FO46/69. No121. イギリス国立文書館所蔵。
 - (xv) “Letter from Edmund Hammond 1856-1868”「パークス文書」(Parks Paper) MS Parkes1/H4. ケンブリッジ大学図書館寄託。『駐日英国公使パークス文書簡翻刻シリーズ第1巻. 駐日英国公使パークス・英国外務次官ハモンド往復私信 幕末期編』Eureka Press, エディション・シナプス、2018年、11・12頁、所収。訳文は『パークス伝』F.V. ディキンズ・高梨健吉翻訳、平凡社、1989年、59・60頁から引用。
 - (xvi) 拙稿「慶応期薩摩藩とイギリス政府・イギリス貿易商社との関係」『平成30年度若手研究者研究成果報告書』鹿児島県、2019年。
 - (xvii) 三宅紹宣「幕末の志士達のアメリカ独立戦争認識」『山口県地方史研究』102号、2009年。
 - (xviii) 三谷太郎『日本の近代とは何であったか——問題史的考察』岩波書店、2017年。
 - (xix) 『木戸孝允文書』一、東京大学出版会、復刻1971年、20~23頁。
 - (xx) 『防長回天史』二、マツノ書店、復刻1991年、205頁。
 - (xxi) 岡崎正道「近代日本と国体概念」『人間・文化・社会』岩手大学人文社会科学部、1997年。
 - (xxii) 「官武間周旋始末」第一編第一六章、毛利家文庫、山口県文書館所蔵。
 - (xxiii) 『続再夢記事』一、東京大学出版会、復刻1974年、96頁。

ヨーロッパのアジア進出と明治維新——イギリスとの関係を中心として——（田口）

- (xxiv) 「六二七 五代才助上申書」『鹿児島県史料 忠義公史料』第二巻、鹿児島県、1975年、930～943。前掲拙稿「慶応期薩摩藩とイギリス政府・イギリス貿易商社との関係」。
- (xxv) 前掲拙稿「イギリス史料からみた幕末期薩摩藩とイギリスの関係」。
- (xxvi) “Memoranda and accounts from London” 「ジャーディン・マセソン商会文書」(Jardine Matheson Archive)、JM/A8/126/1/4、ケンブリッジ大学図書館寄託。

(長崎大学人文社会科学域 (教育学部))